

答申

平成31年1月11日付で諮詢された「平成30年（2018）12月10日付け公文書不存在通知書（自振第283号）」による処分に対する審査請求の件（総務第788号）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきである。

第2 出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。）第5条の要件充足性について

1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開ができるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2018年11月26日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、

「平成28（2016）年4月5日の鵜飼コミュニティセンター及び運営委員会についての情報公開請求において、2018年5月1日に当該閲覧の停止などの決定についての出雲市（自治振興課や総務課等を含む）の会議、面談、会談、検討や相談（2018年4月27日頃行われた自治振興課や総務課等による会議を含む）についての情報（含む：出雲市の職員のメモや電子的データ等）」について開示を求める公文書公開請求（以下、「本件公開請求」という。）を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものと公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年（2020）10月19日付「審査請求人の住所について（報告）」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していないかったとの情報に接したとの報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討

する必要が生じた。

2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかつたため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけでは無く所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが、出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとしているところ、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかつた点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかつたものと考えざるを得ない。

3 本条例第5条第2号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内(出雲市□□□□□□□)において●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性

について検討した。

- (2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日付反論書において、①●●●●●の運営主体は、鵜飼地区の住民らを主たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である〇〇〇〇〇氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●の店舗として使用されていた建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。
- (3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●は審査請求人と〇〇氏と二人で運営していること、②鷺浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●の運営の一部であること、●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。
- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけでは足らず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も〇〇氏も松江市を住所地として訴訟を追行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いつどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素と

はならない。

さらに、出雲市において○○氏が取得した飲食店営業の営業許可は平成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査したところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

4 本条例第5条第5号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。

(2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。

(3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、

「平成28（2016）年4月5日の鵜飼コミュニティセンター及び運営委員会についての情報公開請求において、2018年5月1日に当該閲覧の停止などの決定についての出雲市（自治振興課や総務課等を含む）の会議、面談、会談、検討や相談（2018年4月27日頃行なわれた自治振興課や総務課等による会議を含む）についての情報（含む：出雲市の職員のメモや電子的データ等）」

である。

そして、本件審査請求の趣旨は、

「平成28（2016）年4月5日の鵜飼コミュニティセンター及び運営委員会についての情報公開請求において、2018年5月1日に当該閲覧の停止などの決定についての出雲市（自治振興課や総務課等を含む）の

会議、面談、会談、検討や相談（2018年4月27日頃行われた自治振興課や総務課等による会議を含む）についての情報（含む：出雲市の職員のメモや電子的データ等）の公開」

というものである。

(4) 本件審査請求の趣旨に掲げられている「2018年5月1日に当該閲覧の停止などの決定についての出雲市（自治振興課や総務課等を含む）の会議、面談、会談、検討や相談（2018年4月27日頃行われた自治振興課や総務課等による会議を含む）」は、その存否はともかくとして、実施機関の事務事業であると言える。

また、審査請求人の述べる「2018年5月1日に当該閲覧の停止などの決定」とは、審査請求人が過去に行った公文書公開請求に対する公開決定に基づく公文書の閲覧が2018年5月1日にできなくなった（次回閲覧日の指定が一時的に先送りにされた）ことを指すものと認められる。

審査請求人による公文書の閲覧が停止されること（次回閲覧日の指定が一時的に先送りにされること）が、審査請求人の権利、利益に直接の影響を与えるものであることは明らかであるから、当該閲覧の停止などの決定についての出雲市の会議等についての公文書との関係で審査請求人は利害関係を有することができる。

なお、上記(2)のとおり、本条例第5条第5項のいう「利害関係を有する」とは、「自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される」場合を意味するから、受けた影響（本件でいえば、閲覧ができなくなった（次回閲覧日の指定が一時的に先送りにされた）こと）の妥当性、適法性は、利害関係を有するか否かの判断には無関係である。

5 小括

よって、審査請求人は、上記4(3)記載の本件審査請求において審査請求人が公開を求めている公文書との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足する。

第3 本件審査請求の趣旨に対する判断

- 1 審査請求人は、2018年12月18日付け審査請求書において、「平成28（2016）年4月5日の鵜飼コミュニティセンター及び運営委員会についての情報公開請求において、2018年5月1日に当該閲覧の停止などの決定についての出雲市（自治振興課や総務課等を含む）の会議、面談、会談、検討や相談（2018年4月27日頃に行われた自治振興課や総務課等による会議を含む）についての情報（含む：出雲市の職員のメモや電子的データ等）の公開」を求めている。
- 2 これに対して、実施機関は、2019年1月8日付け弁明書において、審査請求人が過去に行った公文書公開請求に対する公開決定に基づく公文書の閲覧が2018年5月1日にできなくなった（次回閲覧日の指定が一時的に先送りにされた）ことに関して、2018年4月27日に会議（以下「4月27日の会議」という）を行ったことは事実だけれども、会議録等の公文書は作成されておらず、上記以外に会議を行ったことはないから、本件審査請求にかかる公文書は存在しないと主張している。

会議を開いても、参加者に資料を配付せず、会議録等を作成しない場合はあり得る。また、4月27日の会議の結論は、審査請求人に対する次回閲覧日の指定を一時的に先送りするという暫定的なものに過ぎなかつた。そのため、当審査会としても、実施機関の主張（4月27日の会議の会議録等の公文書は作成されておらず、公開すべき公文書が存在しない）に不自然な点はないと考える。

- 3 なお、4月27日の会議に関しては、参加者の一人であった職員が作成したメモが残っているところ、実施機関は、前記弁明書において、当該メモは当該職員が個人的に作成・利用していたものであって、組織的に共用している文書ではなかつたため、公文書ではないから、公開の対象にならないと主張している。

上記メモの作成者は、当時、審査請求人から提出された公文書公開請求ないし審査請求への対応に、主たる担当者として当たつていた職員である。当審査会においてメモの内容を確認したが、当審査会としても、その記載内容や保管状況から、上記メモは当該職員の個人的な備忘録に過ぎず、組織的に

共用されていた文書ではないため、公文書ではないと考える。

4 よって、該当する公文書が作成されておらず、存在しない以上は、本件審査請求は棄却せざるを得ない。

別紙

審査会の処理経過

年　月　日	内　容
平成31年1月11日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和5年　4月17日 (第1回審査会)	審議
令和5年　5月18日 (第2回審査会)	審議
令和5年　6月27日 (第3回審査会)	審議
令和5年　6月27日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹